

## 副市長就退任

■退任 井上雅彦氏



井上雅彦氏は、任期満了に伴い、7月31日をもって羽村市副市長を退任されました。  
井上氏は、平成29年8月1日から1期4年間にわたり、羽村市の行財政運営に尽力されました。

■就任 小林宏子氏



小林宏子氏が、6月15日に第5回羽村市議会（6月定例会）の同意を得て、羽村市副市長に選任されました。任期は令和3年8月1日から令和7年7月31日までです。

小林氏は、昭和53年に羽村町に奉職し、企画部参事、水道事務所長、子ども家庭部長、会計管理者、議会事務局長を歴任しています。  
問合せ 職員課人事研修係 ☎322

## 新型コロナウイルスのワクチン接種 その10

### 仕事や留学などで海外へ渡航する方に 新型コロナワクチン接種証明書を発行します



仕事や留学などで海外へ行く時に、新型コロナワクチン接種を受けたことを証明する必要がある方に「ワクチン接種証明書」を発行します。

国内では、この証明書がなくても「接種済証（接種券）」でワクチン接種を証明することができます。

受付時間 月々金曜日の午前9時～午後5時  
（祝日を除く）  
受付会場 羽村市コロナワクチンコールセンター  
（保健センター内）  
証明書の発行費用 無料

申請方法 必要書類を羽村市コロナワクチンコールセンターへ持参または郵送  
※発行した証明書は後日郵送します。  
必要書類  
①申請書（市公式サイトからダウンロードすることが出来ます）  
②旅券（パスポート）（写しでも可）  
③接種済証（接種券）か接種記録書、またはその両方  
※接種券を紛失した場合は、マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーが記載された住民票の写しなど）を提出してください。提出できない場合は住所の記載された本人確認書類を提出してください。

☆旅券（パスポート）に旧姓・別姓・別名（英字）の記載がある場合  
④旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類  
☆代理人による請求の場合  
⑤本人の自署による委任状  
郵送による申請  
①～③と、必要な方は④⑤を送付してください。  
※郵送の場合、②④はコピーを提出してください（返却しないため）。

送付先・問合せ 〒205-10003 羽村市 緑ヶ丘5-1-2 羽村市保健センター内  
羽村市コロナワクチンコールセンター 宛  
☎0570-030207

羽村市コロナワクチンコールセンターでは、毎日、電話での問合せを受け付けています。  
●受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

# お知らせ

## 介護保険

8月1日から変わります  
介護保険施設の食費・居住費の負担限度額と高額介護サービス費

■介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が左表のように変わります。

年間所得	預貯金額
年金収入等※ 80万円以下 (第2段階)	単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)	単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	単身 500万円 夫婦 1,500万円

年間所得	施設入所者	ショートステイ利用者
年金収入等※ 80万円以下 (第2段階)	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	1,360円	1,300円

※年金収入等：公的年金などの収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額  
※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は1445円（日額）に変わります。

※居住費の負担限度額は変更ありません。  
※生活保護受給者や高齢福祉年金受給者など（第1段階）の負担限度額は食費・居住費ともに変更ありません。

■毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。  
介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が次のとおり変わります。

年間所得	介護サービス利用料の負担上限額
課税所得 690万円 (年収約1,160万円)以上	140,100円 (世帯)
課税所得 380万円 (年収約770万円) ～課税所得 690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円 (世帯)

※右記以外の方の負担上限額に変更はありません。  
問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ☎144

## 申請

工場・指定作業場の設置や変更は事前に申請・届け出が必要です

### 工場

工場を新たに設置する場合、または認可を受けた工場の設備などを変更する場合には、認可を受ける必要があります。

建物の構造や設備機械の配置、公害防止措置などを記載した工場設置（変更）認可申請書を、着工60日前までに市へ提出してください。  
対象 次の物品の製造、加工または作業を常時行う工場

- ①定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用するもの
- ②定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する特定作業（例：印刷・製本など）
- ③条例で定める特定の作業（例：金属の酸洗、ドライクリーニング、金属の切断など）

### 申請手数料

- ◇工場設置認可手数料  
500㎡以下：8700円  
500㎡を超え1000㎡以下  
：1万4200円

1000㎡を超えるもの  
：2万2000円

※作業場の床面積の合計面積で異なります。  
◇工場変更認可手数料  
1件につき：7600円

### 指定作業場

指定作業場とは、条例に定められた内容の作業を行う場所のことです。20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンドなどの公害発生の恐れがある作業場は指定作業場と定められています。指定作業場を新たに設置する場合や届け出済みの作業場の設備などを変更する場合は、着工30日前までに、市に設置（変更）届を提出する必要があります。

※いずれも、面積要件はありません。  
罰則など

認可を受けず工場や指定作業場を設置した場合などは、法人の代表者、代理人、使用人、そのほか従業員などの違反行為とともに法人も罰せられます。東京都公害監察員による立入検査なども行っています。適切な手続きをお願いいたします。

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。どうか、問い合わせてください。  
問合せ 環境保全課 ☎226